

「エネルギー基本計画」(案)に対する意見

(1) 2030 年とその中間点である 2020 年の数値目標(エネルギー、CO₂)の明示

P.9「第 2 章. 2030 年に目指すべき姿と政策の方向性」にて、2030 年に向けた目標に関する記載があるが、この目標を実現していくための諸施策の検討、長期エネルギー需給見通しの策定など、計画の具体化・定量化を図っていただきたい。

具体的には、ターゲットである 2030 年とその中間点である 2020 年の数値目標(エネルギー、CO₂)を明らかにするとともに、2030 年での目標を達成するための重点施策を時間軸(2010～2020 年、2020～2030 年)に沿って明確にし、かつ、それら施策を講ずることにより数値目標が達成可能であるか否かを検証していただきたい。

(2) 再生可能エネルギーの記載

P.23「第 2 節. 自立的かつ環境調和的なエネルギー供給構造の実現」以降で、再生可能エネルギーの導入拡大に関する記載があるが、現時点で再生可能エネルギーは、既存エネルギーと比較してコストが割高である。

鉄鋼業(特に電炉)などの電力多消費型の製造業は、国際的に割高な電気料金の下、夜間への操業シフトなどにより、国内での生産活動を維持できているが、再生可能エネルギーの全量買取制度導入によって電力料金が上昇した場合、厳しい市場環境の中で容易に製品への価格転嫁ができるとは考えられず、大幅な減益や事業基盤への大きな影響が生じかねない。

いずれにせよ、地球温暖化対策に関する他の政策手法との比較検討を行なった上で、コスト効率の観点を踏まえ、ベストミックスな制度設計の構築をお願いしたい。

(3) IGCC 技術に関する記載

P.33「3. 化石燃料の高度利用 (1) 火力発電の高度化②具体的な取組」にて、「当面新增設または更新される火力発電については、原則として IGCC 並みの CO₂ 排出量に抑制する」とあるが、鉄鋼業の副生ガスを利用した発電の場合、ガスそのものの CO₂ 排出係数が高いため、「IGCC 並みの CO₂ 排出量に抑制する」ことは実質的に不可能である。また、IGCC や A-USC 発電など、現在開発中の高効率発電技術のターゲットは、事業用の大型発電設備であり、自家発や IPP のような中小型発電設備に対する開発は事業用に比べて大きく立ち遅れている。

そのような状況で、上記「当面の対応」がなされた場合、副生ガスを利用する設備の
新增設・更新や老朽化した自家発の更新は困難となってしまう、むしろ老朽化した設備
の高効率化更新を抑制することにもなりかねない。

このため、発電設備メーカーに中小規模発電設備の効率向上にむけた技術開発を促す
とともに、自家発規模の発電設備の新增設並びに更新に関しては、柔軟な対応をお願い
したい。

(4) 鉄鋼部門の革新技术に関する記載の修正

P51「(2) 新たなエネルギー革新技术ロードマップの策定」の項目で「従来の予定
より開発の前倒しが可能な革新技术については官民の取組強化等を通じて技術開発の
前倒しを実施する」とあるが、鉄鋼部門の革新技术のうち、環境調和型製鉄プロセスに
ついては、現在開発が始まったばかりであるなど、「従来の予定より開発の前倒しが可
能」という技術的・合理的に判断できる状況にないものもある。革新技术の実現に向け
ては、インフラや経済合理性などの諸課題の克服も必要であり、「前倒しが可能」との
不確定な予見を記載するのではなく、実現に向け様々な課題や制約があることを十分
に説明することの方がより重要と思われる。

(5) 排出権取引に関する記載の削除

P.53「⑥地球温暖化交渉の進展を踏まえた支援の具体化」の項目で、「原子力のクレ
ジット化等の実現に向け・・・・・・」と、将来にわたる我が国の排出権調達を暗示する
表現がなされている。

日本は「すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲
的な目標の合意」との前提条件付で 2020 年の対 1990 年比 CO2 削減 25%を表明して
いるが、その内訳や手法は明示されておらず、そのような中で、目標達成のために海外
からクレジットの購入が不可欠と捉えられるような記述は避けるべきである。

以 上